



報道関係者 各位

令和8年9月29日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統計管理官 小此木

室長 補佐 米 村

労働経済第一係

(代表電話) 03(5253)1111(内線7622)

(直通電話) 03(3595)3145

労働経済動向調査（令和8（2026）年8月）の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、労働経済動向調査(令和8(2026)年8月)の結果を取りまとめましたので、公表します。

「労働経済動向調査」は、景気の変動が雇用などに及ぼしている影響や今後の見通しについて調査し、労働経済の変化や問題等を把握することを目的に、四半期ごとに実施しています。また、今回は特別項目として、「令和7(2025)年度新規学卒者の採用枠での募集」及び「働き方改革の取組」についても調査しています。

本調査は、令和8(2026)年8月1日現在の状況について、主要産業の規模30人以上の民営事業所のうちから5,786事業所を抽出して調査を行い、3,175事業所から有効な回答を得ています。

（調査結果のポイント）

1 正社員等労働者数が「増加」とする事業所割合が多い(令和8(2026)年7～9月実績見込)

○雇用判断 D.I.（「増加」－「減少」）（注1）

・調査産業計	正社員等雇用	+6ポイント	パートタイム雇用	+1ポイント
・産業別(雇用判断 D.I.のプラスが大きいもの)				
正社員等雇用	「不動産業、物品賃貸業」	+12ポイント		
	「学研究、専門・技術サービス業」	+12ポイント		
	「建設業」	+11ポイント		
	「情報通信業」	+11ポイント		
パートタイム雇用	「宿泊業、飲食サービス業」	+6ポイント		
	「不動産業、物品賃貸業」	+3ポイント		
	「サービス業(他に分類されないもの)」	+3ポイント		

【P5表1、図1、P6表2、図2、P16付属統計表第2表】

2 正社員等、パートタイム労働者ともに、「不足」とする事業所割合が引き続き多い(令和8(2026)年8月1日現在)

○労働者過不足判断 D.I.（「不足」－「過剰」）（注1）

・正社員等労働者(調査産業計)	+47ポイント(+47ポイント)
・パートタイム労働者(調査産業計)	+26ポイント(+27ポイント)

【括弧内は令和8(2026)年5月1日現在の数値。P7表3、表4、P8図3、図4、P17付属統計表第3－1表】

3 働き方改革の取組（令和8(2026)年8月1日現在）

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保の実現に向けて「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所の割合は調査産業計で61%。

「取り組んでいる又は取り組んだ」事業所について、取組内容(複数回答)をみると、「諸手当」及び「福利厚生」とする割合がいずれも56%と最も多く、次いで「基本給」53%。

【P14表11】

(注1) 「D.I. (Diffusion Index: デイフュージョン・インデックス)」とは、変化の方向性を表す指標である。

(1) 「雇用判断 D.I.」は、労働者数について、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。なお、季節による変動があるため、季節調整(注2)を行っている。

この判断 D.I. がプラスであれば、前期間末よりも増加させた事業所が多いことを示す。

(2) 「労働者過不足判断 D.I.」は、調査時点において、労働者が「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

この判断 D.I. がプラスであれば、人手不足と感じている事業所が多いことを示す。

(注2) 令和8(2026)年2月調査以降に公表の季節調整値は、令和7(2025)年11月調査以前の数値を過去に遡って改訂している。